厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

参加費 無料

＼＼ 第10次粉じん障害防止総合対策 ／／

2025年度 オンライン講習会

粉じん障害防止対策

事業者が安全衛生に配慮した事業を行えるように、
法令や対策必須事項について、専門講師が解りやすく解説します。

対 象

粉じん障害防止に関する教育を実施する
事業者、産業医、事業場の衛生管理者、安全衛生推進者等労働衛生担当者

開催日時

2026年**3**月**2**日(**月**) **13:30～16:50**

開催方式

オンラインセミナー（Zoomウェビナー）
定員：350名程度

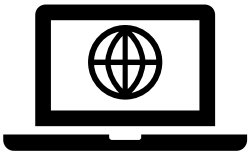

講習会内容

1．じん肺法、じん肺有所見者に対する
健康管理教育の為のガイドライン及び
第10次粉じん障害防止総合対策について

2．じん肺とじん肺の健康管理

3．呼吸用保護具について

4．粉じんばく露低減措置と
粉じん障害防止規則について

5．質疑応答

オンライン開催について

- 全国どこからでも参加可能な、オンライン形式で開催いたします。
- ご自身のパソコンやタブレットから受講いただけます。
- 当日の参加用URLは、開催前にご案内いたします。
- その他、ご参加に関する詳細はお申込後の案内メールをご確認ください。

申込方法

下記URLより、お申込みページにて詳細をご確認のうえ、
お申込みフォームよりご入力ください。

https://www.technohill.co.jp/r7_ jin/

お問合せ

令和７年度 厚生労働省「じん肺総合対策普及啓発事業」事務局
テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
Tel：03-6231-0133　E-mail：gocontact@technohill.co.jp

粉じん障害防止対策、正しく行っていますか？

事業者の義務

**事業者には
知識の更新が求められています**

事業者には、粉じんによる労働者の健康障害を防止する法定義務があります。しかし、正しい知識の不足により適切な粉じん障害防止対策が取られていない事業場は未だに見られます。
粉じん作業に従事する全国50万人以上の労働者が安心して働けるよう、近年の事業のあり方の多様化を反映して法律や省令は変わります。

厚生労働省の取組み

**事業者の皆さまに
正しい知識を得る機会を
無料で提供します**

労働安全衛生法に定める保護具の適切な使用、健康診断の実施、従業員の健康管理教育、省令も含めると事業者の法定義務は複雑です。
厚生労働省は、職域における「粉じんばく露防止対策講習会」を開催し、わかりやすく正しい知識を得る機会を提供します。

講習会

**わかりやすい解説により
正しい知識を習得できます**

・粉じんに関する法令や義務
・従業員の健康管理教育義務のあるじん肺等の健康障害
・粉じんの障害防止対策としての作業環境管理
・呼吸用保護具の正しい装着方法など

専門講師がわかりやすく解説いたします。

厚生労働省は、粉じんばく露を防止する計画を５年毎に定め、粉じん障害の予防の啓発を行っています

第10次 粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）

1. 呼吸用保護具の使用の徹底および適正な使用の推進
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進
5. その他地域の実情に即した事項
   - ・アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
   - ・金属等の研磨作業
   - ・岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破砕作業 など

厚生労働省委託事業　令和７年度「じん肺総合対策普及啓発事業」